高知県吾川郡仁淀川町長坂字上松ノ浦282番２ 公衆用道路 295㎡	太田　高夫 高知県吾川郡名野川村長坂	現況：仁淀川町所管林道
高知県吾川郡仁淀川町長坂字上松ノ浦282番３ 公衆用道路 131㎡		
高知県吾川郡仁淀川町別枝字竹ノ前2575番23 山林　104㎡	大下伊七太郎 愛媛県上浮穴郡柳谷村大字桃ヶ市	

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年12月22日

関東地方整備局長　泊　　宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

入札契約手続支援システムは、事業執行における工事・業務の業者選定や契約・検査関係の帳票作成、入力情報の蓄積を行うシステムである。

本システムは、入札・契約手続時における必須システムであるため、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良については、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。

また、業務において高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　平成30年度入札契約手続支援システム改良業務

⑵　業務内容

①　入札契約手続支援システムの改良　一式

②　入札契約手続支援システムの保守　一式

⑶　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日

３．業務目的

本業務は、契約事務処理のさらなる効率化を図るため入札契約手続支援システムの機能の追加及び、契約手続の運用変更等に伴うシステム改良を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

⑴　参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

１）基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

㋐　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

２）技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

３）設備・システムに関する要件

業務実施上必要なシステムは以下のとおりとする。

①　改良に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②　改良に必要な機器等ついては、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

４）業務執行体制に関する要件

以下の体制を確保すること。

①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

②　システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。

③　緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

５）業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。

・同種業務：公共事業の入札契約手続を支援するWeb型システムの開発又は改良を行った業務

・類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務

６）配置予定主任技術者に関する要件

配置予定主任技術者は、平成19年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。また、下記に掲げるいずれかの資格を有すること。

①　業務実績

・同種業務：公共事業の入札契約手続を支援するWeb型システムの開発又は改良を行った業務

・類似業務：Web型システムの開発又は改良を行った業務